

參考資料



参考資料

1 新ウィズプランおかざき21（第3次岡崎市男女共同参画基本計画）策定経過

- ：男女共同参画推進審議会
- ：男女共同参画推進審議会 専門部会
- ：男女共同参画推進会議（庁内検討会議）

平成20（2008）年度	
8～2月	「ウィズプランおかざき21」見直しにあたっての市民意識調査 実施 市民意識調査（8月）、事業所意識調査（10月）
	「ウィズプランおかざき21」見直しにあたっての市民意識調査 実施 職員意識調査（2月）
平成21（2009）年度	
6月22日	■第1回 男女共同参画推進審議会 開催
10月15日	■第2回 男女共同参画推進審議会 開催
2月10日	■第1回 男女共同参画推進審議会 専門部会 開催
3月26日	■第2回 男女共同参画推進審議会 専門部会 開催
平成22（2010）年度	
5月13日	■第1回 男女共同参画推進審議会 専門部会 開催
6月17日	■第1回 男女共同参画推進審議会 開催
6月21日	□第1回 男女共同参画推進会議 開催
7月21日	□男女共同参画推進会議 庁内検討会議 開催
7月29日	■第2回 男女共同参画推進審議会 専門部会 開催
8月12日	■第3回 男女共同参画推進審議会 専門部会 開催
8月13日	□男女共同参画推進会議 庁内検討会議 開催
9月30日	■第4回 男女共同参画推進審議会 専門部会 開催
9月30日	□男女共同参画推進会議 庁内検討会議 開催
10月14日	■第2回 男女共同参画推進審議会 開催
11月9日	□第2回 男女共同参画推進会議 開催
12月8日～ 1月12日	パブリックコメント実施
1月27日	■第3回 男女共同参画推進審議会 開催
3月	新計画の公表

2 岡崎市男女共同参画推進審議会設置規則・名簿

設置規則

平成17年7月1日
規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡崎市男女共同参画推進条例(平成17年岡崎市条例第5号)第17条第6項の規定に基づき、岡崎市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募した市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会においては、会長が議長となる。

3 審議会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第5条 審議会は、特定の事項の調査又は審議をするために専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、会務を総理し、専門部会の会議の議長となる。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する専門部会の委員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、専門部会の会議の招集、定足数及び表決について準用する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

委員名簿

(敬称略・順不同)

	役職	氏名	役職名		専門部会
1	会長	吉田 あけみ	学識経験者	椋山女子学園大学 教授	○
2	副会長	笹瀬 佐代子	学識経験者	岡崎女子短期大学 准教授	○
3	委員	仲田 勝美	学識経験者	岡崎女子短期大学 准教授	
4	委員	深津 浩	市関係団体	岡崎市総代会連絡協議会 副会長	
	委員	鈴木 弘一	市関係団体	岡崎市総代会連絡協議会 副会長 (前委員)	
5	委員	中根 幸枝	市関係団体	岡崎市保育園父母の会連絡協議会 会計	
	委員	稲吉 由香里	市関係団体	岡崎市保育園父母の会連絡協議会 会計 (前委員)	
6	委員	阿部 文子	市関係団体	岡崎市民生委員児童委員協議会主任児童委員部会 副部会長	○
7	委員	志村 伸子	市関係団体	学区女性団体 三島学区社教女性の会 代表	
8	委員	尾崎 邦泰	各種団体	岡崎商工会議所青年部 会長	
	委員	都築 利幸	各種団体	岡崎商工会議所青年部 会長 (前委員)	
9	委員	小林 やえ子	各種団体	岡崎商工会議所女性部 前会長	○
10	委員	米津 ナオ	各種団体	岡崎青年会議所 副理事長	
	委員	永谷 和之	各種団体	岡崎青年会議所 副理事長 (前委員)	
11	委員	大川 英子	各種団体	(社) 岡崎法人会 女性部 前会長	
12	委員	加藤 博治	各種団体	連合愛知三河中地域協議会 副代表	
13	委員	原田 俊子	各種団体	あいち三河農業協同組合 女性部長	
14	委員	志賀 和子	各種団体	西三河農村生活アドバイザー協会「ほほえみの会」前会長	
15	委員	平松 直久	学校関係	岡崎市PTA連絡協議会 監査	
	委員	鈴木 里依	学校関係	岡崎市PTA連絡協議会 書記 (前委員)	
16	委員	野勢 明	学校関係	岡崎市小中学校長会 会長	○
	委員	神尾 光伸	学校関係	岡崎市小中学校長会 会長 (前委員)	○
17	委員	岩間 千恵	公募委員	公募市民	○
18	委員	齋藤 清美	公募委員	公募市民	
19	委員	飛鷹 正範	公募委員	公募市民	○
20	委員	森 侑一	公募委員	公募市民	

○印の方は、専門部会を兼務しています。

任期：平成21年10月1日～平成23年9月30日

3 岡崎市男女共同参画推進会議設置要綱

設置要綱

(目的及び設置)

第1条 男女共同参画社会に関する施策について、総合的かつ効果的に推進するため、岡崎市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画施策について、総合的かつ効果的な企画及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画施策について、関係部署との連絡調整に関すること。
- (3) 男女共同参画プランの策定に関すること。
- (4) その他、男女共同参画施策に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、文化芸術部長及び別表に掲げる関係課長をもって組織するものとし、議長は文化芸術部長を、副議長は文化活動推進課長をもって充てる。

(招集)

第4条 推進会議は、議長が必要に応じて招集する。

(部長会議への報告)

第5条 男女共同参画施策に関する重要なことは部長会議において報告し、及び審議するものとする。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、文化芸術部文化活動推進課において処理する。

(附則 略)

(別表 略)

4 男女共同参画の流れ（年表）

	世界	日本	愛知県	岡崎市
	1947 (S22)	日本国憲法施行		
	1948 (S23)	「世界人権宣言」採択(国連総会)		
	1967 (S42)	「婦人に対する差別撤廃宣言」採択(国連総会)		
	1971 (S46)			「働く婦人会館」開館
	1975 (S50)	「国際婦人年世界会議」開催(メキシコシティ)、 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進本部会議開催	
国連婦人の10年	1976 (S51)	「国連婦人の10年」開始(～1985)	特定職種「育児休業法」施行(女子教育職員、看護婦、保母等) 民法一部改正(離婚後の姓の選択自由)	「青少年婦人室」設置(総務部)
	1977 (S52)		「国内行動計画」策定(婦人問題企画推進本部)	
	1978 (S53)		「国内行動計画第1回報告書」公表(総理府)	「愛知県地方計画・推進計画 78～80」に婦人の項目位置づけ
	1979 (S54)	「女子差別撤廃条約」採択(国連総会)		婦人国際交流事業実施
	1980 (S55)	「国連婦人の10年(中間年)世界会議」開催(コペンハーゲン)	「国内行動計画第2回報告書」公表(総理府) 「女子差別撤廃条約」署名	
	1981 (S56)	「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」及び「同勧告」採択(ILO総会) 「女子差別撤廃条約」発効		
	1982 (S57)			「第5次愛知県地方計画」に婦人部門位置づけ
	1985 (S60)	「国連婦人の10年世界会議」開催(ナイロビ)、「西暦2000年に向けてのナイロビ将来戦略」採択	「国民年金法等の一部を改正する法律」成立(女性の年金権の確立1986施行) 「国籍法」及び「戸籍法」一部改正(国籍の父母両系主義等) 「男女雇用機会均等法」交付(1986施行) 「女子差別撤廃条約」批准	「青少年婦人室」設置(市民部)
	1987 (S62)		「西暦2000年に向けての国内行動計画」策定(婦人問題企画推進本部)	
	1989 (H元)	「児童の権利に関する条約」採択	「学習指導要領」改定(高等学校家庭科の男女必修化等)	「愛知県21世紀計画」に女性部門位置づけ 「あいち女性プラン」策定

	世界	日本	愛知県	岡崎市
1990 (H2)				「婦人問題懇話会」設置 「第4次岡崎市総合計画」 に女性の項目位置づけ
1991 (H3)		「西暦2000年に向けての新 国内行動計画」第一次改定		「一日女性相談」開設
1992 (H4)		「育児休業法」施行 婦人問題担当大臣任命		「女性問題学習講座」開 設
1993 (H5)	世界人権会議(ウィーン)	中学校家庭科の男女必修 「短時間労働者の雇用管理 の改善等に関する法律」 (パートタイム労働法)成立	「青少年婦人室」から「青 少年女性室」へ名称変更 「審議会等委員への女性 の登用推進要綱」制定	
1994 (H6)	女性差別撤廃条約履行 状況に関する報告書審 議 国際家族年 国際人口会議(カイロ)	高等学校の家庭科の男女 必修(段階的に実施) 男女共同参画室設置、男女 共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設 置 「児童の権利に関する条約」 批准	「あいち農村漁村女性プ ラン」策定	
1995 (H7)	「第4回世界女性会議」 開催(北京)、「北京宣 言」及び「行動綱領」採択	「ILO156号条約」(家族的 責任を有する男女労働者の 機会及び待遇の均等に関 する条約)批准 「育児・介護休業法」成立		「青少年女性課」へ名称 変更
1996 (H8)		「男女共同参画ビジョン」答 申 「男女共同参画2000年プ ラン」策定	「愛知県女性総合センター (ウィルあいち)」開館	「市民部」から「社会部」 へ組織改正 男女平等に関する「市 民・職員意識調査」実施
1997 (H9)		「男女共同参画審議会設置 法」施行 「男女雇用機会均等法」一 部改正	「あいち男女共同参画 2000年プラン」策定	「男女共同参画推進会 議」設置
1998 (H10)			「愛知2010計画」策定(分 野別計画に男女共同参 画を位置づけ) 「あいち男女共同参画推 進市町村サミット」開催	「おかざき男女協働プ ラン」策定 「女性係」を「女性班」に 組織改正
1999 (H11)		「男女共同参画社会基本 法」制定		
2000 (H12)	「女性2000年会議」開催 (国連特別総会)(ニュー ヨーク)	「ストーカー規制法」施行 「男女共同参画基本計画」 策定	「総務部青少年女性室」 から「県民生活部社会活 動推進課男女共同参画 室」へ名称変更	「第5次岡崎市総合計画」 (岡崎21世紀プラン)に おいて「男女共同参画」 の項目位置づけ
2001 (H13)		男女共同参画局及び男女 共同参画会議設置(内閣 府) 「配偶者暴力防止法」施行	「あいち男女共同参画プ ラン21」策定	男女共同参画に関する 市民・職員意識調査実施
2002 (H14)			愛知県男女共同参画推 進条例施行 愛知県男女共同参画審 議会発足 愛知県男女共同参画相 談委員制度発足	「男女共同参画班」へ名 称変更

	世界	日本	愛知県	岡崎市
2003 (H15)	女子差別撤廃条約履行状況に関する報告書審議	「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」施行 「次世代育成支援対策推進法」施行 「少子化社会対策基本法」施行		「ウイズプランおかざき21」策定 「審議会における女性委員の登用配慮指針」
2004 (H16)		「少子化社会対策大綱」策定 「配偶者暴力防止法」改正及び同法に基づく基本方針の策定	「あいち農山漁村男女共同参画プラン」策定	
2005 (H17)	第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」開催(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	「あいち子育て・子育て応援プラン」策定 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	「岡崎市男女共同参画推進条例」制定 「岡崎市男女共同参画推進審議会」設置 男女共同参画の重点目標の設置
2006 (H18)	「第50回国際婦人の地位委員会」開催(ニューヨーク) 国内開発戦略へのジェンダー視点の統合	「男女雇用機会均等法」改正(H19.4施行)	「あいち男女共同参画プラン21」改定	青少年女性課に女性相談窓口設置 男女共同参画の年次報告書作成
2007 (H19)		「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 「配偶者暴力防止法」改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」策定	愛知県少子化対策推進条例施行 「女性のチャレンジ相談」開始	
2008 (H20)	女子差別撤廃条約実施状況に関する報告書審議	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の改定 「次世代育成支援対策推進法」改正	「女性のチャレンジ応援サイト 愛・チャレンジ」開設 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」改定	「働く婦人会館条例」廃止 「青少年女性課男女共同参画班」が「市民協働推進課男女共同参画班」と 「図書館交流プラザ市民活動総合支援センター窓口班」に組織改正 「図書館交流プラザ」ら開館(男女共同参画センター機能付与) 男女共同参画に関する市民・事業所・職員意識調査実施 「第6次岡崎市総合計画」に「男女共同参画社会の推進」掲載
2009 (H21)		「DV相談ナビ」開始 男女共同参画会議「男女共同参画に関する施策の基本的な方向について」諮問		